



# マイナ保険証をご利用ください

令和6(2024)年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

## 1 データに基づく適切な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が、本人同意のもと、医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく適切な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担額が低くなります。

## 2 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や市内転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ 新しい保険者への加入手続きは必要です。

※ 市町村が行う国民健康保険の場合、国民健康保険への加入手続きの他、ほかの保険に加入したこと等により国民健康保険を離脱するとき、世帯主の変更があったときなど、手続きが必要となることがあります。

## 3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、本人の同意のもと、医療機関に限度額適用認定区分が共有され、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※ 市町村が行う国民健康保険の場合、保険料に滞納があるときなど、免除されないことがあります。

※ 複数の医療機関を受診した場合など、高額療養費の給付申請が必要になることがあります。

**!** マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

##### ■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として登録

##### ■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

令和6（2024）年12月2日から、  
現行の保険証の発行が終了し、マイナ保険証に移行されます。

マイナ保険証を保有していない場合は？  
紛失・更新中の場合は？

- 令和6（2024）年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方は、申請いただくことなく、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が交付されます。
- 紛失・更新中の方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が交付されます。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 令和6（2024）年12月2日以降、新規の健康保険証は発行されず、令和6（2024）年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降最長1年間（※）使用することができます。

※ 有効期限が令和7（2025）年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。

※令和6（2024）年5月時点の内容であり、今後変更される可能性があります。



マイナンバーカードは  
こちらのポスターやステッカーを  
貼っている医療機関・薬局で  
**ご利用可能**です！



厚生労働省  
ホームページ

※厚生労働省HPでもご利用可能な  
医療機関・薬局を公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178